

本事業は、令和7年度当初予算の成立を前提とした内容に基づき募集を行うものです。このため議会の審議経過によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる可能性がありますので、御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、追加書類の提出を求めることもありますので、御了承願います。

令和7年度 鹿児島県共生・協働センター業務委託事業 募 集 要 項

1 県共生・協働センターの設置目的

NPO法人、ボランティア団体、地域コミュニティ等の自主的・積極的な活動を支援し、共生・協働の地域社会づくりの理解促進を図る。

2 事業の概要

地域コミュニティ、NPO、企業等による地域の課題解決に向けた取組の促進を図るため、県共生・協働センターにおける相談対応、情報発信など、民間の特性を生かせる業務を委託するもの。

3 応募できる団体

県内に事務所を有するNPO法人、一般社団法人、企業等の法人（任意団体を除く）で、次の要件を備えていることが必要です。

複数の団体による共同事業体で応募することも可能です。この場合、全ての構成団体が次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同等の活動実績があると認められること。なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。
- (2) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 実施しようとする事業内容が定款や規約等に適合していること。
(NPO法人にあっては、応募時にこれが確認できない場合、企画案採択後に定款変更認証申請を行うこと。)
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (5) 事業実施に必要な職員配置ができる組織体制を有している（又はその見込みがある）こと。

- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
- ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (7) 経営実態が不健全でないこと。
- (8) 業務に関する法令等を遵守していること。（指名停止を受けていない、税の滞納がない等）

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- (2) 応募については、1共同事業体につき1提案とすること。なお、共同事業体の構成員は他の共同事業体の構成員となること、又は単独で応募することはできません。

4 委託業務の内容

県共生・協働センターにおける、

- (1) 相談対応・予備審査（NPO法関係）
- (2) 展示・情報発信
- (3) NPO等の活動支援
- (4) その他共生・協働の地域社会づくりに資する取組の企画・実施

※ 各事業の詳細は、別紙仕様書のとおり。

5 事業の実施期間及び事業費

- (1) 事業の実施期間
令和7年4月（契約締結日）から令和8年3月末まで
- (2) 事業費
13,519千円以内（消費税込み）

6 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間
令和7年2月12日（水）から令和7年3月5日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法
次の(3)の応募書類を応募先（県共生・協働センター）まで郵送又は持参してください。
※ ファクスや電子メールでの応募は受け付けません。
※ 3月5日（水）午後5時を過ぎてから郵送又は持参された書類は受け付けませんので、あらかじめ御注意ください。

(3) 応募書類

	単独団体での 応募の場合	共同事業体での応募の場合	
		代表団体	代表団体を除く 構成団体
① 応募書 (様式第1号)	○	○	—
② 企画提案書 (様式第2号-1~4)	○	○	—
③ 共同事業体応募構成届出書 (様式第3号)	—	○	—
④ 団体調書 (様式第4号)	○	○	○
⑤ その他必要な添付書類			
ア 団体の定款又はこれに代わるものの写し	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
イ 団体の直近1年間の事業報告書の写し 又はこれに代わるもの(活動実績がわかる 書類)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
ウ 団体の直近1年間の活動計算書、収支計 算書若しくは損益計算書及び貸借対照表若 しくは財産目録又はこれに代わるもの(財 務状況がわかる書類)の写し	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)	○ (NPO法人以外)
エ 業務に係る人員配置計画	○	○ 代表団体 において とりまめ の上提出	—
オ 勤務体制表	○		—
カ 業務管理者及び従事者の履歴書 (NPO・ボランティア活動の経歴を含む)	○		—
キ 県税の納税証明書 (県税について未納がないことの証明 ：地域振興局・支庁の県税課で発行)	○		○

※ 上記①から④の様式は、県共生・協働センターのホームページに掲載していますので御利用ください。<https://www3.kagoshima-pac.jp/>

※ 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」により、見積書提出時に誓約書及び役員等名簿を提出していただきますので、御留意ください。(共同事業体での応募の場合、全ての構成団体に誓約書及び役員等名簿を提出していただきます。)

7 審査・選考方法等

- (1) 書類審査及びプレゼンテーションにより、選考・決定します。
- (2) 審査の過程で、応募いただいた事業内容等に不明な点があれば、電話等で確認をさせていただくことがあります。
※ プレゼンテーションの出席に係る経費は応募者の自己負担となりますので、御了承願います。
- (3) 選考結果は、全ての応募団体に文書で通知します。

8 審査基準

- (1) 提案内容の的確性
 - ・ 共生・協働の地域社会づくりの理念や県共生・協働センターの役割を踏まえた的確な提案であること。
- (2) 提案内容の実現性
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること。
 - ・ 提案内容に具体性があり、実現可能であること。
- (3) 事業執行の公平性
 - ・ 公平な運営が担保されること。
 - ・ 県と連携して事業執行が図られること。
- (4) 事業費の妥当性
 - ・ 事業費の積算は具体的で妥当なものであること。

9 事業の実施

- (1) 企画案採択後の協議
企画案が選定された後、企画提案者と県との間で協議を行い、委託業務に係る仕様を確定させます。
なお、協議の結果、提案事業の内容の一部を変更・修正する場合があります。
また、協議が不調に終わった場合は、次点の評価を得た団体を契約候補者とすることがあります。
- (2) 契約の締結
 - ① 県と企画提案者が協議し、事業実施に係る仕様書及び工程表を作成します。
 - ② 仕様書及び工程表が確定した後、担当課と提案者との間で契約を締結します。
 - ③ 契約の手続は、鹿児島県契約規則の規定に基づいて行います。
- (3) 再委託の禁止
受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとします。

- (4) 事業報告及び完了検査
事業完了後、速やかに事業完了報告書を提出していただきます。
なお、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておく必要があります。
- (5) 委託料の支払い
委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、毎月委託業務の完了を確認するための検査を行い、合格した場合は請求を受けた日から30日以内に受託者に対して支払います。
- (6) 著作権
本事業に係る成果物等の著作権は鹿児島県に帰属します。
- (7) 事業評価
受託者は、事業実施後、かごしま県民交流センター協働活動促進課と相互に事業評価を行います。
- (8) 事業の継続が困難となった場合における措置
- ① 受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、県に申し出なければなりません。
 - ② 県は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。
 - ア 受託者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと県が認めるとき。
 - イ 県がこの契約について不正の事実を発見したとき。
 - ウ 受託者が故意又は重大な過失により県に損害を与えたとき。
 - ③ 原状回復義務
受託者は、契約期間が満了し、又は契約書の解除等の規定により契約を解除された場合には、施設及び設備を現状に回復し、速やかに県に引き渡していただきます。ただし、現状を回復するに及ばないと県が認める場合は、この限りではありません。
- (9) 事務の引継ぎについて
契約期間が終了したとき又は契約を解除されたときは、県共生・協働センターの施設を契約期間開始前の状態に復して次期受託者又は県に円滑に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、必要なデータ等を提出してください。

10 情報公開・情報提供

事業の実施内容等については、随時、県共生・協働センターホームページで公開します。

11 事業スケジュール

募集期間	【令和7年2月12日（水）から3月5日（水）午後5時まで】（必着） ○ 県共生・協働センターホームページ等で募集
審査・選考	【令和7年3月】 ○ 書類審査及びプレゼンテーション （プレゼンテーション） 日時 令和7年3月7日（金） 場所 かがしま県民交流センター ※ プレゼンテーションの開始時間等については、応募団体へ別途通知します。 ○ 選考結果通知 令和7年3月下旬
事業実施	【令和7年4月（契約締結日）から令和8年3月31日（火）まで】 ○ 事業計画に沿って事業実施 ○ 事業実施報告書の提出
事業評価	【令和8年3月】 ○ 事業完了報告書 ○ 事業評価

【お問い合わせ先及び応募先】

かがしま県民交流センター 協働活動促進課（県共生・協働センター）
 〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号 かがしま県民交流センター東棟1階
 電話：099-221-6605
 F A X：099-227-2247
 E-mail：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp
 ホームページ： <https://www3.kagoshima-pac.jp/>

※ 提出された応募書類については返却しませんので御了承ください。